

令和 2 年 6 月 4 日

学生の皆さんへ

**大学の再開に向けて
キャンパス施設利用方式・対象施設・利用手続き、利用条件・ルール等について**

学長 遠藤 保雄

〇はじめ

1. 国の「緊急事態宣言」については、5月14日に全国39県で、同21日に近畿3府県で、25日には北海道と東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県（以下、「首都圏の1都3県」）で解除となり、現在、全都道府県で解除されました。全国的に外出の自粛が緩和され、県をこえた移動は、北海道と首都圏の1都3県では6月19日まで継続される見込みですが、その他の府県では6月1日から自粛が解除となりました。また、宮城県内の小中高校では授業が6月1日から再開されました。

このような状況を踏まえ、本学においても大学本来の機能の回復に向けて、段階的な施設等の利用に関する方針を決定し、6月2日にその方針を学生の皆さんに通知したところです。

2. これから、大学本来の機能回復に当たっては、

- ① 新型コロナウイルス感染対策の徹底
 - ② 体育大学としてスポーツ科学的視点を踏まえたキャンパス利用
 - ③ 地域住民の方々の十二分なご理解を得ての対応
- を基本原則として取り組んでいく必要があります。

〇キャンパス施設利用方式・施設・利用手続き、利用条件やルール等について。

I. 6月中の対応

1. 遠隔授業の取り扱い

遠隔授業は6月末日まで継続することとします。

2. 遠隔授業の補完としての身体活動や教育・就職活動のためのキャンパス利用

1) 次のニーズを満たすためにキャンパス内施設の段階的な利用を認めます。

- ・体育系大学の学生にとって必要な身体活動（個人トレーニングや部活動再開や通常授業再開時の実技などに向けたトレーニング）のニーズ
- ・遠隔授業を補完するために必要な講義関連の卒業論文・修士論文などの教育研究、その成果を踏まえた就職活動、各種のニーズ

2) キャンパス内で利用可能な施設は以下の日程で段階的に拡大していきます。

- ・ 6月3日（水）以降
 - ① 本キャンパス内の陸上競技場
 - ② 許可を得た教室や執務室、研究室、図書館
- ・ 6月10日（水）以降
 - ① 本キャンパス内の陸上競技場
 - ② 許可を得た教室や執務室、研究室、図書館
 - ③ 屋内運動場（第1・第2・第4・第5体育館、体操場、柔道場、剣道場）
 - ④ キャンパス外施設であるサッカー場、ハンドボールコート、ラグビー場、野球場や屋内の投球練習場・ウェイトリフティング練習場等

3) 上記2)の施設の利用については、コロナ感染防止対策の観点から、以下のような学生の在住住居別に段階的にそれを緩和します。

- ・ 6月3日（水）以降
 - 柴田町内及び自転車通学が可能な地域（大河原町等の近隣市町）に居住する学生を対象とします。
- ・ 6月8日（月）以降
 - 宮城県内及び列車等での通学圏内（福島市等）に居住する学生を対象とします。
- ・ 6月15日（月）以降
 - 北海道及び首都圏の1都3県を除く県外からの帰還する学生を対象とします。
- ・ 北海道及び首都圏の1都3県からの帰還学生については、今後の社会状況を見極めて判断します。

4) キャンパス施設等の利用に当たっての手続き等

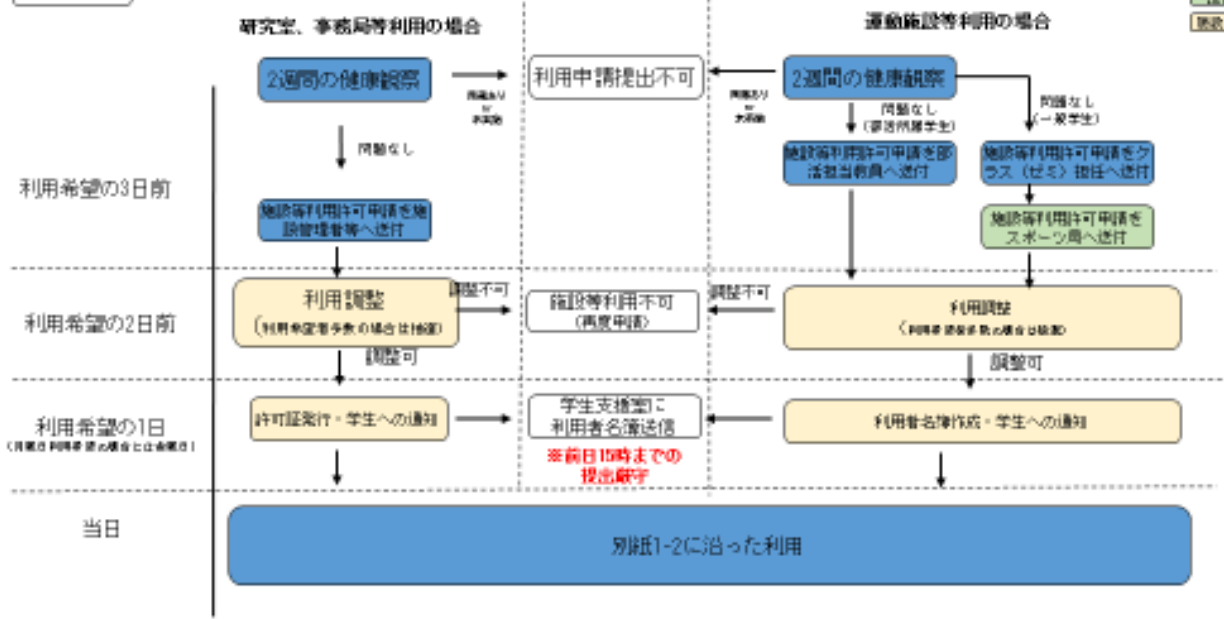
- ① 学内施設等の利用を希望する場合には、原則として3日前までに施設等利用申請書を施設管理者（部活担当教員等）に提出し利用の前日までに利用許可を得て使用することになります。

なお、事務局や研究室への入室についても原則的に同様の手続きが必要となります。詳しくは、以下の「別紙 1-1 施設利用等の手続きの流れ」及び「別紙 1-2 施設利用の手順」を確認して対処してください。

別紙 1-1

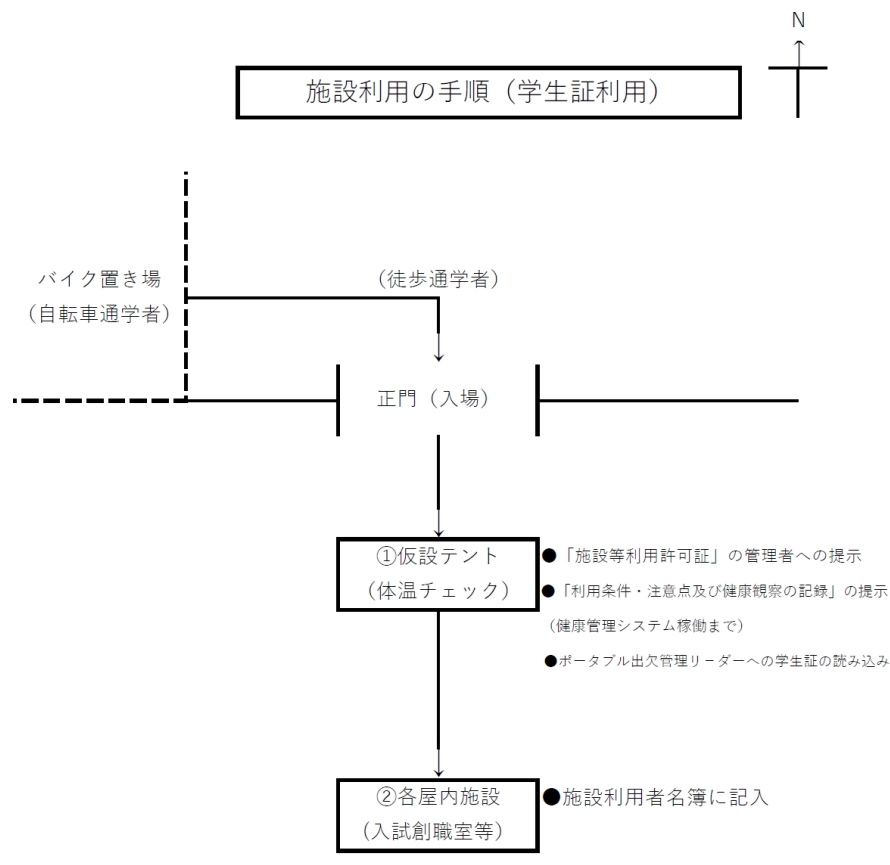
研究・身体活動等における施設等の段階的利用の手続きの流れ

- 学生
- 担任等
- 施設管理室



- ※2週間の健康観察期間で問題がないことが申請の条件となる
- ※利用申請は、健康記録を添付した上でメールで行うこと
- ※利用申請をしても、時間帯が競合して利用できない場合がある。
- ※土日、祝日の利用はできない
- ※許可を受けた学生は、メールで受け取った許可証の画面(スマホ、Fos)を正門入口で提示する
- ※施設利用時に係る各規程を遵守すること
- ※部活動所属の学生の利用希望は、部ごとに取組みの運用する。

別紙 1 - 2



②全学生を対象に、入構時には以下のチェック体制を導入します。

- ・入構のための条件として義務付けられている 2 週間の健康観察記録の提示
- ・入構時におけるサーモグラフィでの体温チェック
- ・施設等利用許可証の提示

③教職員並びに来訪者に対しても、入構時には身分確認と併せ、サーモグラフィによる体温チェックを実施します。

5) 大学施設等利用に当たって遵守すべき事項

大学施設等を利用するに当たっては、メールでお送りしている屋内施設、屋外施設それぞれに定められている別添遵守事項をよく確認し、それに沿った利用をしてください。具体的には、

- 1) 大学の屋外施設を利用して身体運動をする場合には、人と人との間隔を 2m 以上空け、また、ランニングの際は 10m 以上空ける、用具の共用は避ける、ウォーターボトルの共用はしない等 13 項目にわたる「大学の屋外施設を利用して身体運動をする場合の規定」規定(別紙1)を遵守すること
- 2) 陸上競技場、サッカー場、ハンドボールコート、ラグビー場、野球場の利用方法、管理体制、利用時間等に関しては「具体的な屋外施設の利用方法と管理体制」(別紙 2)を遵守すること
- 3) 5 つの体育館、体操場、柔道場、剣道場といった屋内の運動施設を利用して身体運動をする場合には、16 項目にわたる基本ルール、それぞれの施設の管理体制、利用時間を定めた「屋内の運動施設を利用して身体運動をする場合の規定及び管理体制」(別紙 3)に従うこと、が求められます。

◎なお、各種の利用条件やルールが守られない場合には施設利用を停止します。

6) 学内施設の利用履歴がある学生・教職員等の感染が確認された際の危機管理対応

学内施設の利用履歴がある学生や教職員等で感染者が確認された場合は、キャンパス利用を直ちに停止し、あらかじめ保健所等の関係機関との調整を踏まえて作成した危機管理マニュアルに基づき、感染拡大防止と清浄化対策等を講じます。

II. 7月1日以降の対面授業の再開について

1. 講義科目

- ・7月以降は対面授業に移行していきませんが、授業においては「3密」の回避等の感染対策が不可避なことから、ほとんどの科目で履修登録学生全員を教室等を集める形の対面授業は困難な状況です。
- ・そのため、遠隔授業と対面授業を併用した講義形式の展開が不可欠となります。

2. 実技系科目

- ・実技や実習系の授業に関しては、対面授業が必要なものもあることから、その実施に当たっては、「3密」回避を念頭に各教室等の収容人数を設定するなど、さらに検討していきます。
- ・特に、体育大学として不可欠な実技科目の運用に当たっては、新型コロナウイルス感染予防とスポーツ科学的視点の両視点からの実技科目運用ルールの策定を目指して検討を進め、まとめ次第皆さんにお知らせします。

III 地域の方々の理解醸成

大学を再開するにあたっては、本学の感染防止対策及び感染者発生時の危機管理への取り組みなどについて、地域の方々に十分理解していただき協力を得ていくことが重要です。学生の皆さんには、以下の点に留意して学生生活を送ってください。

- (1) 社会的距離を保つ（social distancing）ために「三密」が重なる場所は避けてください。
- (2) 外出時は、周囲に配慮した行動を徹底してください。
- (3) 感染予防のために毎日の検温や行動履歴の記録等を必ず実施してください。
- (4) その他「社会人として責任ある行動」

(別紙1) 大学の屋外施設を利用して身体運動をする場合の規定

- 1 基本的に人と人との間隔を2m以上空けることとするが、ランニングを伴うときは10m以上空ける。
- 2 マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- 3 管理者はマスクを着用する。
- 4 基本的にランニングや自重負荷のトレーニングを中心とする。
- 5 接触を伴うトレーニングは禁止する。
- 6 用具の共用は避ける。どうしても使用する場合は、使用した者が使用後に消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒を徹底する。
- 7 大声を出さない（飛沫感染予防）。
- 8 目、鼻、口を触らない（接触感染予防）。
- 9 ウォーターボトルは共用しない。
- 10 共用のサプリメントは使わない。
- 11 グループが入れ替わる際には最低15分間の間隔を空け、グループ同士が接触しないようにする。
- 12 接触頻度の高い箇所は、使用したグループが施設を出る際に消毒用アルコールや

次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒する。

13 トレーニング後のシャワーの使用は禁止とし、着替えは自宅で行う。

(別紙 2) 具体的な屋外施設の利用方法と管理体制

1 身体活動を行う場合には、第一段階として、まずは陸上競技場に限定して運動施設の利用を再開する。そして、利用状況に問題が認められなければ、第二段階として、比較的面積が広く、人と人との間隔が確保しやすい下記の屋外施設の利用を再開する。その際に、各施設の管理者を以下の通り定め、その管理者が窓口となり、記された1回当たりの活動人数制限に基づいて利用者の調整を行う。ただし、人数については実際に活動を行って間隔のルールが守られているか確認し、必要に応じて人数を調整する。

○ 陸上競技場 (スポーツ局 su-ad@sendai-u.ac.jp 20名)

.....

○ サッカー場 (吉井 hd-yoshii@sendai-u.ac.jp
黒澤 tk-kurosawa@sendai-u.ac.jp 20名)

○ ハンドボールコート (桑原 kh-kuwahara@sendai-u.ac.jp 10名)

○ ラグビー場 (武石 kn-takeishi@sendai-u.ac.jp 20名)

○ 野球場 (森本 ys-morimoto@sendai-u.ac.jp
入澤 yu-irisawa@sendai-u.ac.jp 20名)

2 部活動に所属している学生は、担当教員(新助手含む)が部活動ごとに利用希望者をまとめ、各施設の窓口教員あるいはスポーツ局に連絡をする。部活動に所属していない学生は、担任等を経由してスポーツ局にメールで申請する(申請は各メールアドレスまで)。

なお、学生に活動を強要してはならない。

3 管理体制の構築を考慮して、部活動に所属していない学生および普段サッカー場、ハンドボールコート、ラグビー場、野球場を使用していない部の学生については、まずは陸上競技場のみを開放する。ただし、利用希望者数および管理体制の構築状況により変更の可能性がある。

4 ルールが順守されているかの確認(管理者)は、部活動に所属している学生が利用する際は部の担当教員が行い、部活動に所属していない学生に関してはスポーツ局の職員が行う。教職員が立ち会えない時間帯は利用を許可しない。ただし、1つの施設に管理

者が複数いる場合は話し合いにより少なくとも1名は立ち会うこととする。

- 5 利用のタイムテーブルは、基本的には大学の時間割に基づき、90分の活動と15分の入れ替わりで行う。学生は授業の無い時間帯で、且つ担当教員あるいはスポーツ局の職員が立ち合い可能な時間帯のみ利用可能となる。

0時限目：6時55分～8時25分 ※スポーツ局は対応不可

1時限目：8時40分～10時10分

2時限目：10時25分～11時55分

3時限目：12時40分～14時10分

4時限目：14時25分～15時55分

5時限目：16時10分～17時40分

【別紙3】「屋内の運動施設を利用して身体運動をする場合の規定及び管理体制

【規定】

- 1 基本的に人と人との間隔を2m以上空けることとするが、ランニングを伴うときは10m以上空ける。
- 2 マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- 3 管理者はマスクを着用する。
- 4 基本的にランニングや自重負荷のトレーニングを中心とする。
- 5 接触を伴うトレーニングは禁止する。
- 6 用具の共用は避ける。どうしても使用する場合は、使用した者が使用後に消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒を徹底する。
- 7 大声を出さない（飛沫感染予防）。
- 8 目、鼻、口を触らない（接触感染予防）。
- 9 ウォーターボトルは共用しない。
- 10 共用のサプリメントは使わない。
- 11 グループが入れ替わる際には最低15分間の間隔を空け、グループ同士が接触しないようにする。
- 12 接触頻度の高い箇所は、使用したグループが施設を出る際に消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒する。
- 13 トレーニング後のシャワーの使用は禁止とし、着替えは自宅で行う。
- 14 更衣室の使用は禁止する。
- 15 個人でボール等道具を使用する場合、使用前後に必ず手指消毒に加え、使用器具の消毒を行う。

16 2～3名でパスやキャッチボールを行う場合は、十分な距離を保ち活動する。

【具体的な施設利用方法と管理体制】

- 1 身体活動を行う場合には、原則、窓を開け換気が十分にされていることを前提とする。その際に、各施設の管理者を以下の通り定め、その管理者が窓口となり、記された1回当たりの活動人数制限に基づいて利用者の調整を行う。ただし、人数については実際に活動を行って間隔のルールが守られているか確認し、必要に応じて人数を調整する。なお、スポーツ局は、第5体育館、第2体育館の窓口教職員（営繕管理室：武田、石丸）と密に連携をとる。
 - 第5体育館（営繕管理室：武田 kz-takeda@sendai-u.ac.jp 15名）
 - 第2体育館（石丸 iz-ishimaru@sendai-u.ac.jp 12名）
 - 第1体育館（林 no-hayashi@sendai-u.ac.jp 8名）
 - 第4体育館（神野 mk-jinno@sendai-u.ac.jp
加畑 md-kahata@sendai-u.ac.jp 8名）
 - 体操場（鈴木 rt-suzuki@sendai-u.ac.jp 15名）
 - 柔道場（南條 mt-nanjo@sendai-u.ac.jp
川戸 yy-kawato@sendai-u.ac.jp 8名）
 - 剣道場（斎藤 kj-saito@sendai-u.ac.jp 8名）
- 2 部活動に所属している学生は、担当教員（新助手含む）が活動場所ごとに利用希望者をまとめ、各施設の窓口となっている教職員にメールで申請をする。なお、学生に活動を強要してはならない。
- 3 管理体制の構築を考慮して、部活動に所属していない学生および普段大学室内施設を使用していない部の学生については、担任等を通して申請することとし、先ずは雨天時のみ、第2体育館、第5体育館を開放する（窓口は上記の通り）。ただし、利用希望者数および管理体制の構築状況により変更の可能性がある。
- 4 ルールが順守されているかの確認（管理者）は、部活動に所属している学生が利用する際は部の担当教員が行う。教職員が立ち会えない時間帯は利用を許可しない。ただし、1つの施設に管理者が複数いる場合は話し合いにより少なくとも1名は立ち会うこととする。
- 5 利用のタイムテーブルは、基本的には大学の時間割に基づき、90分の活動と15分の入れ替わり（施設準備や後片付け、ウォームアップ、クールダウン含む）で行う。原則、入れ替わり時の学生の接触がないようにする。学生は授業の無い時間帯で、且つ担当教員が立ち合い可能な時間帯のみ利用可能となる。

- 0 時限目 : 6 時 55 分 ~ 8 時 25 分 ※スポーツ局は対応不可
- 1 時限目 : 8 時 40 分 ~ 10 時 10 分
- 2 時限目 : 10 時 25 分 ~ 11 時 55 分
- 3 時限目 : 12 時 40 分 ~ 14 時 10 分
- 4 時限目 : 14 時 25 分 ~ 15 時 55 分
- 5 時限目 : 16 時 10 分 ~ 17 時 40 分